

○太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例

平成29年3月23日 条例第14号
改正 平成30年10月29日 条例第47号

(目的)

第1条 この条例は、太陽光発電施設等が景観、居住環境その他の地域環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電施設等の設置等（太陽光発電施設等の設置及び管理をいう。以下同じ。）に関して必要な事項を定めることにより、太陽光発電施設等と地域環境との調和を図り、もって良好な環境及び安全な県民生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設等 太陽光又は風力を電気に変換する施設（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に設置されるものを除く。）その他これに類する施設で地域環境との調和を図る必要があるものとして規則で定めるものをいう。
- (2) 事業区域 太陽光発電施設等の用に供する土地の区域をいう。

(県の責務)

第3条 県は、第6条第1項に規定する施設基準が遵守され、太陽光発電施設等と地域環境との調和が図られるよう市町の意見も踏まえた総合的な調整を行うものとする。

(市町の責務)

第4条 市町は、太陽光発電施設等と地域環境との調和が図られるよう地域において必要な調整を行うものとする。

(設置者及び管理者の責務)

第5条 設置者（太陽光発電施設等を設置する者をいう。以下同じ。）及び管理者（太陽光発電施設等を管理する者をいう。以下同じ。）は、関係法令等を遵守するとともに、県及び市町が行う太陽光発電施設等と地域環境との調和を図るために必要な調整に協力しなければならない。

- 2 設置者は、太陽光発電施設等を設置するに当たり、太陽光発電施設等が地域環境に及ぼす影響を考慮し、太陽光発電施設等と地域環境との調和を図るために必要な措置を行わなければならない。
- 3 管理者は、地域環境との調和に支障を生じさせないよう太陽光発電施設等の適切な管理に努めなければならない。

(施設基準)

第6条 知事は、地域環境との調和を図るために必要な太陽光発電施設等の設置等に関する基準（以下「施設基準」という。）を定めるものとする。

2 施設基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 太陽光発電施設等と事業区域の周辺地域の景観との調和及び事業区域内の緑地の保全に関する事項
- (2) 太陽光発電施設等の設置に係る防災上の措置に関する事項
- (3) 太陽光発電施設等の安全性の確保に関する事項
- (4) 太陽光発電施設等の廃止後において行う措置に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 知事は、第1項の規定により施設基準を定めたときは、当該施設基準を告示しなければならない。

(事業計画の届出)

第7条 設置者（第15条第1項に規定する国等を除く。以下同じ。）は、太陽光発電施設等（次の各号に掲げる太陽光発電施設等の区分に応じ、当該各号に定める規模又は能力を有するものに限る。第12条、第15条第2項、第16条及び第17条を除き、以下同じ。）の設置に係る工事（当該設置に伴う木竹の伐採又は切土若しくは盛土を行う工事を含む。）（以下「設置工事」という。）をしようとするときは、当該設置工事に着手する日の60日前までに、次条第1項の説明の実施状況を記録した書類（以下「近隣説明実施記録」という。）を添えて、当該太陽光発電施設等の設置等に関する計画（以下「事業計画」という。）を知事に届け出なければならない。

(1) 太陽光を電気に変換する施設 事業区域の面積が5,000平方メートル以上

(2) 風力を電気に変換する施設 出力が1,500キロワット（環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）第2条第3号に規定する特別地域（以下「特別地域」という。）に設置するものにあつては、500キロワット）以上

2 事業計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 設置者及び管理者（第15条第1項に規定する国等を除く。以下同じ。）の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。）

(2) 設置工事の着手予定日及び完了予定日

(3) 事業区域の所在地及び面積

(4) 設置工事の設計

(5) 太陽光発電施設等の管理の方法（太陽光発電施設等の廃止後において行う措置を含む。）

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事業計画に定める事項のうち次に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）（以下「設置工事の着手予定日等の変更」という。）をしようとするときは、当該変更に係る設置工事に着手する日の30日前までに、近隣説明実施記録を添えて、当該変更後の事業計画を知事に届け出なければならない。

(1) 前項第2号から第4号までに掲げる事項

(2) 前項第6号に掲げる事項のうち規則で定める事項

4 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事業計画に定める事項のうち次に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）（以下「設置者の氏名等の変更」という。）をしたときは、遅滞なく、近隣説明実施記録を添えて、当該変更後の事業計画を知事に届け出なければならない。ただし、当該変更が設置者の氏名及び住所の変更である場合においては、当該変更後の設置者がこれをしなければならない。

(1) 第2項第1号又は第5号に掲げる事項

(2) 第2項第6号に掲げる事項のうち規則で定める事項

(近隣関係者への説明)

第8条 設置者は、前条第1項、第3項又は第4項の規定による届出をする前に、太陽光発電施設等の設置に伴い生活環境に著しい影響を受けるおそれがある者として規則で定める者（以下「近隣関係者」という。）に対し、事業計画の内容について説明を行わなければならない。

2 前項の説明を行うに当たっては、設置者は、事業計画の内容について近隣関係者の理解が得られるよ

う努めなければならない。

(工事完了の届出)

第9条 第7条第1項、第3項又は第4項の規定による届出をした者は、当該届出に係る設置工事が完了したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(増設等工事の届出等)

第10条 第7条から前条までの規定は、設置工事の完了後において設置者又は管理者が太陽光発電施設等の増設、移転、修理、改造その他の規則で定める行為に係る工事（これらの行為に伴う木竹の伐採又は切土若しくは盛土を行う工事を含む。）（以下「増設等工事」という。）をしようとする場合について準用する。

2 設置者又は管理者は、設置工事の完了後において太陽光発電施設等に係る設置者の氏名等の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。この場合において、当該届出をする前に、近隣関係者に対し、当該変更に係る事項を説明しなければならない。

(廃止の届出)

第11条 設置者又は管理者は、太陽光発電施設等を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

(報告の徴収)

第12条 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、設置者又は管理者に対し、太陽光発電施設等の設置等に関して報告を求めることができる。

(指導又は助言)

第13条 知事は、第7条第1項、第3項若しくは第4項若しくは第9条（第10条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第10条第2項又は第11条の規定による届出があった場合において、当該届出の内容が施設基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

2 知事は、前条の規定による報告があった場合において、太陽光発電施設等と地域環境との調和を図る必要があると認めるときは、当該報告をした設置者又は管理者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

3 知事は、前2項の規定による指導又は助言をしようとするときは、必要に応じ、関係行政機関の長の意見を聴くものとする。

(勧告及び公表)

第14条 知事は、設置者又は管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該設置者又は管理者に対し、必要な措置を行うべきことを勧告することができる。

(1) 第9条（第10条第1項において準用する場合を含む。）又は第11条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 第12条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(3) 正当な理由なく前条第1項又は第2項の規定による指導に従わないとき。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(国等の特例)

第15条 国又は地方公共団体その他規則で定める法人（以下「国等」という。）は、太陽光発電施設等の設置等をしようとするときは、第7条及び第9条から第11条までの規定の例により、必要な事項を知事

に通知するものとする。

- 2 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、国等に対し、太陽光発電施設等の設置等に関して報告を求めることができる。
- 3 知事は、第1項の規定による通知又は前項の規定による報告があった場合において、太陽光発電施設等と地域環境との調和を図る必要があると認めるときは、当該通知又は報告をした国等に対し、必要な要請をすることができる。

(届出等をすべき太陽光発電施設等の規模又は能力の特例)

第16条 知事は、地域の特性を踏まえ、太陽光発電施設等と地域環境との調和を特に図る必要があると認める区域について、関係市町長の意見を聴いて、第7条から第11条まで、第13条から前条(第2項を除く。)まで、第19条及び第20条の規定が適用される太陽光発電施設等の規模又は能力の下限を、次の各号に掲げる太陽光発電施設等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模又は能力の範囲内において別に規則で定めることができる。

- (1) 第7条第1項第1号に掲げる太陽光発電施設等 事業区域の面積が1,000平方メートル以上5,000平方メートル未満
- (2) 第7条第1項第2号に掲げる太陽光発電施設等 出力が20キロワット以上1,500キロワット未満
(特別地域に設置するものにあつては、20キロワット以上500キロワット未満)

(条例の適用除外)

第17条 太陽光発電施設等の設置に係る届出等に関して必要な事項を定め、これにより良好な環境及び安全な住民生活を確保することを目的とする条例を制定している規則で定める市町の区域におけるこの条例の規定の適用については、規則で定める。

(補則)

第18条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第19条 第7条第1項、第3項若しくは第4項(第10条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)若しくは第10条第2項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は近隣説明実施記録に虚偽の記載をして提出した者は、5万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。ただし、附則第5項から第7項までの規定及び附則第9項中知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第53号)本則の表83の部の次に同表83の2の部を加える改正規定(同部事務の欄(9)に係る部分に限る。)は、同年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第7条第1項(第10条第1項において準用する場合及び第15条第1項においてその例による場合を含む。)の規定は、平成29年7月1日(以下「施行日」という。)以後に着手する設置工事又は増設等工事について適用する。

- 3 第10条第2項（第15条第1項においてその例による場合を含む。）の規定は、施行日以後に設置工事又は増設等工事に着手する太陽光発電施設等に係る設置者の氏名等の変更について適用する。
- 4 第11条（第15条第1項においてその例による場合を含む。）の規定は、施行日以後に設置工事又は増設等工事に着手する太陽光発電施設等の廃止について適用する。
- 5 設置者又は管理者は、施行日前においても、第7条第1項、第3項又は第4項（第10条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定の例により、設置工事又は増設等工事に係る事業計画を知事に届け出ることができる。この場合において、当該届出をした者は、この条例の規定の適用については、これらの規定による届出をした者とみなす。
- 6 国等は、施行日前においても、第15条第1項の規定の例により、設置工事又は増設等工事に係る事業計画を知事に通知することができる。この場合において、当該通知をした国等は、この条例の規定の適用については、同項の規定による通知をした国等とみなす。
- 7 平成29年9月30日までの間に設置工事又は増設等工事に着手する場合における第7条第1項（第10条第1項において準用する場合及び附則第5項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）及び第8条第1項の規定の適用については、第7条第1項中「次条第1項の説明の実施状況を記録した書類（以下「近隣説明実施記録」という。）を添えて、当該太陽光発電施設等の設置等に関する計画（以下「事業計画」という。）を知事に届け出なければならない」とあるのは「当該太陽光発電施設等の設置等に関する計画（以下「事業計画」という。）を知事に届け出なければならない。この場合において、当該設置工事に着手する日の30日前までに、次条第1項の説明の実施状況を記録した書類（以下「近隣説明実施記録」という。）を知事に届け出なければならない」と、第8条第1項中「前条第1項、第3項又は第4項の規定による届出をする前に」とあるのは「設置工事をしようとする場合にあっては前条第1項の規定による届出に係る設置工事に着手する日の30日前までに、設置工事の着手予定日等の変更をしようとし、又は設置者の氏名等を変更した場合にあっては同条第3項又は第4項の規定による届出をする前に」とする。
- 8 第19条及び第20条の規定は、平成29年10月1日以後に着手する設置工事又は増設等工事について適用する。

（知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正）

- 9 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成30年10月29日条例第47号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年10月29日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第1項（改正後の条例第10条第1項において準用する場合及び改正後の条例第15条第1項においてその例による場合を含む。）、第10条第2項（改正後の条例第15条第1項においてその例による場合を含む。）及び第11条（改正後の条例第15条第1項においてその例による場合を含む。）の規定は、平成31年2月1日以後に設置工事（改正後の条例第7条第1項に規定する設置工事をいう。）又は増設等工事（改正後の条例第10条第1項に規定する増設等工事をいう。）に着手する改正後の条例第7条第1項各号に掲げる太陽光発電施設等について、適用する。

（知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正）

- 3 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第53号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）